資料４

**万博推進局の議会出席について**

**◇府・市の議会日程が重なった場合の対応** 〔局長、理事（府）、理事（市）〕

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、下記の具体例のとおりとする。

**①市会本会議、②府議会本会議、③市会委員会、④府議会委員会**

≪具体例≫

**【 本 会 議 】**

(1) **府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合**

**○局長は、市会本会議に出席**（府議会本会議は欠席扱い）

○府議会本会議において、答弁が必要な場合は、理事（府）が行う。

(2) **府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合**

**○局長は、府議会本会議に出席**

○市会委員会は、理事（市）以下の職員で対応

**【委員会】**

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議が重なった場合

**○局長は、市会本会議に出席**

○府議会委員会は、理事（府）以下の府職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会が重なった場合

**○局長は、市会委員会に出席**

○府議会委員会は、理事（府）以下の府職員で対応